

事業承継にかかる多様な資金需要に

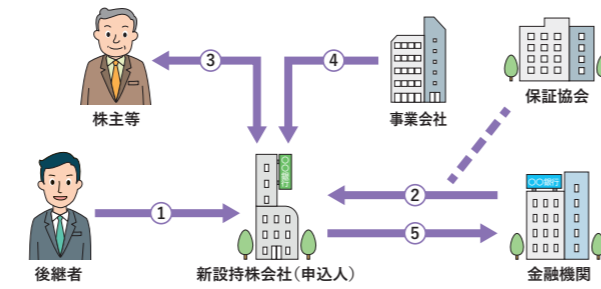
事業承継・M&A保証「リレー」

●後継者が持株会社を設立し事業会社の株式等を買取る資金や、役員退職金支払資金等、事業承継にかかる多様な資金需要に対応できる保証です。

対象となる方	次の①～③のいずれかに該当する方 ①事業承継計画を策定している、又は事業承継後の中小企業・小規模事業者 ②被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 ③事業承継のために設立した持株会社(純粋持株会社、事業持株会社)
認定を受ける方	不要
資金用途	株式・事業用資産の取得資金、役員退職金支払資金等
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	20年以内(据置期間2年以内)
保証料率(年)	0.31%～1.70%
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	原則として、法人の代表者

各保証制度については審査により、ご希望に添えない場合もあります。

【例】持株会社を設立して株式取得する場合



- ①後継者が持株会社を設立
- ②保証協会の保証付融資を実行
- ③持株会社が株主等から、事業会社の株式・事業用資産等を買取り
- ④配当・賃借料等
- ⑤返済

中小企業・小規模事業者のための事業承継支援

後継者候補がない。
後継者が
決まっていない。

事業承継対策って
何をしたらいいのか
分からない。

事業承継の際に
経営者保証を
解除したい。



事業承継にお悩みを抱えている事業者の皆さま！
兵庫県信用保証協会は4つのメニューでサポートします！

事業承継自己診断チェックシート

※このチェックシートは「事業承継ガイドライン」に収録されているものを一部加工しています。

以下の設問について、Q1から順番に進んでください。Q1～Q10のうち、1つでも「いいえ」があった場合は、当協会の【事業承継相談窓口】へご連絡ください。

Q1 事業計画を策定し、中長期的な目標やビジョンを設定して経営を行っていますか。 はい いいえ

Q2 経営上の悩みや課題について、身近に相談できる専門家はいますか。 はい いいえ

【以下の中から、当てはまる設問にお進みください】

- ・私には後継者がいる【お子様・ご親族・従業員】 → **Q3** へ
- ・私には後継者にしたい人材がいる【お子様・ご親族・従業員】 → **Q7** ～ **Q8** へ
- ・私には後継者がいない → **Q9** ～ **Q10** へ

Q3 後継者に対し将来会社を託すことを明確に伝え、後継者として事業を引継ぐ意思を確認しましたか。 はい いいえ

上記 **Q3** で はい と回答した方は **Q4** ～ **Q6** をご回答ください。

上記 **Q3** で いいえ と回答した方は **Q7** ～ **Q8** をご回答ください。

Q4 後継者に対する教育・育成、人脈や技術などの引継ぎ等の具体的な準備を進めていますか。 はい いいえ

Q5 役員や従業員、取引先など社内外の関係者の理解や協力が得られるよう取り組んでいますか。 はい いいえ

Q6 法務面や税務面、資金面などについて、将来の承継を見据えた対策を進めていますか。 はい いいえ

Q7 後継者の正式決定や育成、ご自身の退任時期の決定など、計画的な事業承継を進めるために必要な準備期間は十分にありませうか。 はい いいえ

Q8 後継者候補に承継の意向について打診をする時期や、ご自身がまだ打診をしていない理由は明確ですか。(後継者候補が若く、打診するには早すぎる等) はい いいえ

Q9 第三者に事業を引継ぐ(企業売却・事業譲渡等)場合の相手候補先はありますか。 はい いいえ

Q10 企業売却・事業譲渡等の進め方についてご存知ですか。 はい いいえ

1 相談支援

「事業承継相談窓口」が皆さまの事業承継に関するご相談に応じ、アドバイスや他の支援機関への取次ぎなど、お悩み解決のサポートを行います。



メールでのご相談はこちら⇒

2 外部専門家派遣支援

中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、事業承継にかかる経営のアドバイスをを行います。詳しくは「外部専門家派遣制度のご案内」チラシ又はHPをご覧ください。



3 関係機関との連携支援

M&Aマッチング支援などを実施している「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」や金融機関と連携したサポートを行います。

4 資金調達支援

事業承継の様々な局面での資金需要にお応えする多様な保証制度をご用意しています。各保証制度の概要は、中面及び裏面をご参照ください。

●お問い合わせ先●

専用ダイヤル **078-393-3962**

メールアドレス jigyosyokei-sien@hosyokyokai-hyogo.or.jp

事業承継相談窓口

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



地域とともに 地域のために

事業承継にかかる保証制度のご案内

事業承継時に経営者保証でお困りの方に

事業承継特別保証制度／経営承継借換関連保証

●経営者保証ありの既存の借入金について借換できる保証です。

	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証
対象となる方	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること (※)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	認定申請日より3年以内に事業承継を予定する経営承継円滑化法の認定を取得した会社で、かつ(3)に該当する中小企業者
認定を受ける方	不要	申込会社にて経営承継円滑化法の認定を取得
資金使途	対象となる方(1)の場合 ・事業資金 ・個人保証付き融資(プロパー融資含む)の借換資金 対象となる方(2)の場合 ・事業承継前に借り入れた個人保証付き融資(プロパー融資含む)の借換資金	現代表者の個人保証付き融資(プロパー融資含む)の借換資金
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)	2億8,000万円(一般とは別枠)
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)	
保証料率(年)	0.45%~1.90% ※経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合:0.20%~1.15%	
貸付利率	金融機関所定利率	
連帯保証人	不要	
申込方法	与信取引のある金融機関経由	

※経営者保証コーディネーターとは、事業承継・引継ぎ支援センターに常駐する専門家で、事業承継時の経営者保証解除に係る支援業務を行います。

自社株や事業用資産の買取りに

経営承継関連保証

●代表者交代済の会社や事業譲受済の個人事業主が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証です。

	法人にて事業承継	個人にて事業承継
対象となる方	会社・個人事業主(後継者)	個人事業主(後継者)
認定を受ける方	申込会社・申込個人事業主(後継者)にて経営承継円滑化法の認定を取得	承継元・後継者(申込人)にて経営承継円滑化法の認定を取得
資金使途	株式・事業用資産等の取得資金	株式・事業用資産等の取得資金
保証限度額	2億8,000万円(一般とは別枠)	2億8,000万円(一般とは別枠)
保証期間	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内
保証料率(年)	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%
貸付利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率
連帯保証人	原則として、会社代表者	原則として、承継元

法人にて事業承継

- ①後継者が申込会社の代表者に就任
- ②保証協会の保証付融資を実行
- ③申込会社が株主等から、株式・事業用資産等を買取り
- ④返済

個人にて事業承継

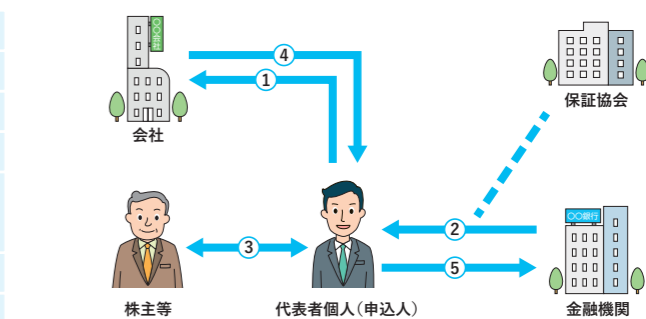
- ①後継者が承継元から事業を承継
- ②保証協会の保証付融資を実行
- ③後継者が承継元から、事業用資産等を買取り
- ④返済

後継者による事業承継に

特定経営承継関連保証

●代表者に就任済の後継者個人が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証です。

対象となる方	代表者個人
認定を受ける方	会社にて経営承継円滑化法の認定を取得
資金使途	株式・事業用資産等の取得資金
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	運転資金:10年以内(据置期間1年以内) 設備資金:15年以内(据置期間1年以内)
保証料率(年)	0.45%~1.90%
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	原則として、申込人が代表者を務める会社



- ①後継者が会社の代表者に就任
- ②保証協会の保証付融資を実行
- ③後継者が株主等から、会社の株式・事業用資産等を買取り
- ④配当、役員報酬、賃借料等
- ⑤返済

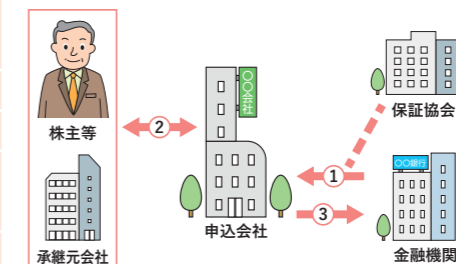
企業間買収・M&Aに

経営承継準備関連保証

●これから承継しようとする中小企業者が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証です。

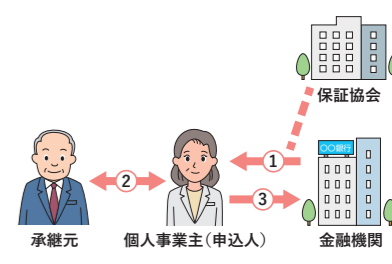
対象となる方	会社・個人事業主(後継者)
認定を受ける方	申込会社・申込個人事業主にて経営承継円滑化法の認定を取得
資金使途	株式・事業用資産等の取得資金
保証限度額	2億8,000万円(一般とは別枠)
保証期間	運転資金:10年以内(据置期間1年以内) 設備資金:15年以内(据置期間1年以内)
保証料率(年)	0.45%~1.90%
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	原則として、会社代表者 ※承継元会社も連帯保証人とする場合があります。 ※資産超過であること等の財務要件を備えていることについて認定を受け、所定の資格要件に該当する場合は、連帯保証人は不要です。

法人にて事業買収・M&A



- ①保証協会の保証付融資を実行
- ②申込会社が承継元会社・株主等から、株式・事業用資産等を買取り
- ③返済

個人にて事業買収



- ①保証協会の保証付融資を実行
- ②個人事業主(申込人)が承継元から、事業用資産等を買取り
- ③返済

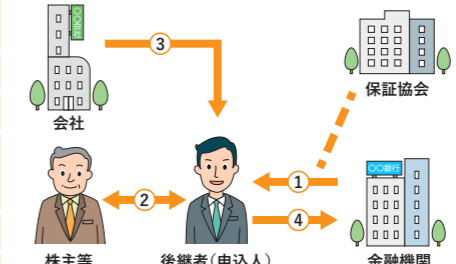
従業員等による企業買収(EBO)に

特定経営承継準備関連保証

●事業を営んでいない後継者個人が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証です。

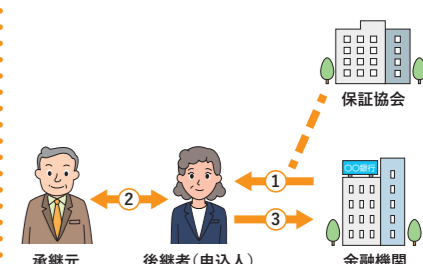
対象となる方	事業を営んでいない後継者
認定を受ける方	事業を営んでいない後継者にて経営承継円滑化法の認定を取得
資金使途	株式・事業用資産等の取得資金
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	運転資金:10年以内(据置期間1年以内) 設備資金:15年以内(据置期間1年以内)
保証料率(年)	1.15%
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	原則として、申込人が代表者就任予定の会社 ※承継元が個人の場合は、当該個人の連帯保証は不要です。

後継者の方が代表者に就任する前



- ①保証協会の保証付融資を実行
- ②後継者が株主等から、会社の株式・事業用資産等を買取り
- ③配当、役員報酬、賃借料等
- ④返済

後継者の方が事業を承継し、開業する前



- ①保証協会の保証付融資を実行
- ②後継者が承継元から、事業用資産等を買取り
- ③返済